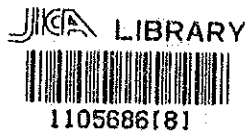


143

テニシツ

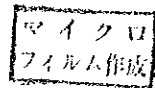
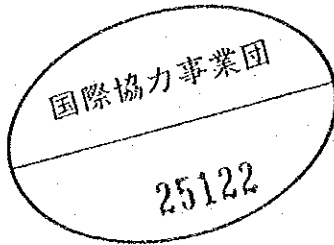
JICA
417
233
NEN
LIBRARY

テュニジア国
人口教育促進プロジェクト
実施協議調査団報告書



平成5年6月

国際協力事業団



序 文

チュニジア国は、1956年の独立以来積極的に家族計画事業を展開し、1986～1991年の第7次5ヶ年計画では2001年の人口増加率の目標値を1.1%に置き、1989年2月に我が国に対し右事業に係る協力を要請越した。

これを受け当事業団はコンタクトミッション（1990年2月）、基礎調査（1991年12月）及び事前調査（1993年1月）を行い、これらの調査結果を分析検討した後プロジェクト方式の技術協力を開始すべく、1993年3月柳井進前国際協力事業団北海道支部長を団長とする実施協議調査団を派遣し3月23日に討議議事録（R/D）の締結を行った。

本報告書はこの実施協議調査の結果をとりまとめたものである。

ここに本調査団の団員並びに調査団の派遣にご協力いただいた関係各位に対し深甚なる謝意を表するとともに、今後の本プロジェクト実施、運営にあたり関係各位の更なるご協力をお願いする次第である。

1993年6月

国際協力事業団
理事 西野 世界

目 次

1. 実施協議調査団の派遣	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の構成	1
1-3 調査日程	2
1-4 主要面談者	2
2. 総括報告	4
2-1 実施協議の背景	4
2-2 プロジェクト実施の内容	5
2-3 必要な技術協力	5
2-4 派遣専門家	6
3. 討議議事録の交渉経緯	7
3-1 交渉経緯	7
3-2 討議議事録	9
4. プロジェクト実施上の留意点	19
4-1 実施体制	19
4-2 実施計画	22
資料 1. 国家家族人口公団組織図	25
2. ビデオ教材制作メンバー表	26

1. 実施協議調査団の派遣

1-1 調査団派遣の経緯と目的

1966年の3%から1991年には2%迄人口増加率を低下させたチュニジア国は開発途上国における家族計画事業の成功例として言及されるに至り、2001年の目標値を1.1%に設定し1989年2月に我が国に対して家族計画に関する広範な協力を要請越した。

当事業団は、これを受けコンタクトミッション（1990年2月）、基礎調査（1991年12月）を通じて家族計画に係る基礎情報の収集分析を行い、更に1993年3月に事前調査団を派遣し我が国技術協力の仕組みを説明し先方要望に関する詳細な説明を受けた後、協力分野の絞り込みを行った。

この結果、チュニスにある国家家族人口公団（ONFP）所有の中央視聴覚センターを整備し、ここで制作された教材を使用して普及、教育活動を行うことを本協力の柱とすることに双方で確認した。

今回の調査はこれ迄の経緯を踏まえ具体的な協力の枠組みを策定した討議議事録(R/D)を締結することを目的とする。

1-2 調査団の構成

	氏名	担当業務	所属先
団長	柳井 進	総 括	前国際協力事業団北海道支部長
団員	吉田 昌生	視聴覚教育	国際協力事業団国際協力専門員
団員	鈴木源太郎	協力計画	日本国際協力センター
団員	川端 岳郎	協力企画	国際協力事業団医療協力部

1-3 調査日程

	月 日	曜	調 査 内 容
1	3月14日	日	東京 — ローマ (AZ 1789)
2	3月15日	月	ローマ — テュニス (AZ 864)
3	3月16日	火	JICA事務所打ち合わせ・在テュ国日本大使館表敬 ONFP協議
4	3月17日	水	ONFP協議
5	3月18日	木	ONFP協議
6	3月19日	金	ONFP協議
7	3月20日	土	Filmoncef Lemkecher(ビデオ制作コンサルタント)協議
8	3月21日	日	資料整理
9	3月22日	月	ONFP協議
10	3月23日	火	ONFP協議、R/D署名
11	3月24日	水	資料整理
12	3月25日	木	テュニス — パリ (AF 8835)
13	3月26日	金	パリ — (AF 272)
14	3月27日	土	— 東京

1-4 主要面談者

Ministry of Foreign Affairs

Ms. Zohra BENHAMIDA Chief of Japan Division

Ministry of Health

Ms. Nadia GLENZA Director of International Cooperation

ONFP(Office National of Family and Population)

Dr. Mohamed Moncef BOUKHRIS President Director-General
 Ms. Saida AGREBI Deputy President Director-General
 Mr. Ahmed BELTAIEF Director of International Cooperation
 Mr. Abdelkrim YAHIA Deputy Director of International Cooperation
 Dr. CHADI Ridha Director of Medical Service
 Mr. Meddeb SLAB Director of Family Health
 Mr. Kilani TAUUFIA Director of Research & Planning
 Mr. Daagi ABDELLETIF Director of Maintenance Equipment
 Mr. Messaoudi SALAH Director of Finance

Mr. Mohamed RIZGUI	Chief of Audio Service
Mr. Belhadj Aissa ADNEN	Chief of Public Relation Service
Dr. Ben MANSOUR	Director of Medical Service
Mr. Smida ABDEL	Director of Social Administration
Mr. Gribaak	Director
Mr. Hemissi HBDI	Director
Mr. DAAGI Mohamed	Director

CLINIC Bardo

Mr. Nejib Haj ALI	Regional Director
-------------------	-------------------

Filmoncef Lemkecher (ビデオ制作コンサルタント)

Mr. Moncef Lemkecher	Head Manager
----------------------	--------------

チュニジア国日本大使館	八木眞幸大使 南部浩志二等書記官
-------------	---------------------

JICAチュニジア事務所	濱崎文彦所長
--------------	--------

2. 総括報告

この度の調査の目的は、チュニジア国の人口教育活動を強化するために国家家族人口公団 (National Office of Family and Population-ONFP) に属する中央視聴覚センターの改善とともに、視聴覚教材の制作、配布、利用活動を促進するための実施協議を行うことであった。

実施協議の内容は、チュニジア国における I E C 活動の調査、予算確保状況を含む中央視聴覚センターの改修、改築の計画とその進捗状況、視聴覚教材の制作と配布、指導者の訓練、利用促進のための研修等を骨子としている。そして、これらの協議について実施協議調査団長とチュニジア国国家家族人口公団総裁との間で合意に達し、平成 5 年 3 月 23 日、チュニスにおいて「討議議事録」を締結した。

2-1 実施協議の背景

『チュニジア国人口家族計画プロジェクト・コンタクトミッション』（平成 2 年 2 月）、『チュニジア国人口家族計画プロジェクト基礎調査』（平成 3 年 12 月）に続き、『チュニジア国人口教育促進プロジェクト事前調査』（平成 5 年 1 月）を基にして、この度の『実施協議』を行った。

チュニジア国の 1991 年の人口は 820 万人であり、年間人口増加率は 1966 年の 3% から 1989 年には 2% に減少している。この成果は 1957 年以来強力な家族計画推進事業を展開してきたことによるものであり、結果として、チュニジア国は開発途上国における家族計画の成功例として言及されている。しかし、実際の家族計画の普及状況は国内の地域格差が大きく、女子の教育水準が低く、コミュニケーションが困難な中西部、南部の農村地帯で普及が遅れている。また、男性に対する教育の推進、都市へ流入する人口への対策、家族計画と保健事業との統合、さらには A I D S 対策など、チュニジア国の人口・家族計画事業が抱える課題は依然として大きいのが現状である。したがって、1986 年～1991 年の第 7 次 5 ヶ年計画で目標とした 2001 年の目標値である人口増加率 1.1% の達成は見通しが立っていない状況にあるが、1992 年からの第 8 次 5 カ年計画においても人口問題への対応が国の開発計画の根幹を成すとされて、政府の人口抑制に対する意欲は大変強いものがある。

この政府の意向を受けて、ONFP は人口家族計画教育を推進するに当たって、「一般啓蒙活動の拡大」、「家族計画普及活動に携わる保健・医療関係要員の訓練」、「対象女性教育プログラムの推進」、さらに「マスメディアの利用」などを重点的に実施しており、現在、同公団中央視聴覚センターは教育促進計画の主旨に則って、教育・広報活動のための教材、キャンペーン資料の作成を行っている。

ビデオ部門を中心とする映像資料の作成は、その施設・機器の未整備、老朽化更には予算の制約もあって、地方のクリニックの要望を満たす程十分に行われているとは言えない。92年中に制作された人口教育促進のためのビデオ教材は、ONFPによるもの2本、外注のもの8本で地方の保健センターやクリニックなどに配布されており、また、テレビ用スポット番組は、チュニジア国営放送(RTT)から放映されている。このような状況から、我が国の協力によってビデオ教材・番組の量的、質的向上を計ることは、チュニジア政府の人口家族計画の推進にとって、重要な働きをするものと思われる。

2-2 プロジェクト実施の内容

(1) 国家家族人口公団におけるIEC活動の調査、指導

ONFP中央視聴覚センターの改修にほぼ1年を要することから、第一段階の協力はIECの専門家によるONFPにおけるIEC活動の現状調査と評価およびそれに対する指導である。

(2) 中央視聴覚センターへの機材の供与

中央視聴覚センターの改修を待って同所に設置する予定の制作スタジオ用のビデオ制作機材を供与する。機材の種類については、チュニジア国営放送によって放映が行われていることから、国営放送で使用している「ベータカム」関係の機材を供与することが妥当である。

(3) ONFP職員へのビデオ制作技術、機器の操作保守技術の指導

視聴覚教材の制作技術、作品の活用、機器の保守などの分野で中核となる要員に対し訓練指導を行う。このうちビデオ制作技術、作品活用などに関しては日本で研修を行い、機器の操作、保守に関しては現地で技術指導を行う。

(4) パイロット・エリアでのビデオ教材効果調査

中央視聴覚センター制作のビデオ教材をパイロット・エリアに指定した特定の地方センターにおいて実験的に使用し、この成果を基にして全国ネットワークへの拡大を計る。

(5) 巡回教育車両の供与

特定地域を巡回して家族計画教育を実施するために、視聴覚関係の必要機材を装備した車両を一台供与し、巡回現場においてビデオ教材の利用、活用および機器の操作、保守管理について技術指導を行う。

2-3 必要な技術協力

(1) IEC活動の調査および指導

(2) 中央視聴覚センターへの機材供与および機材の保守・管理に関する指導

(3) ONFP職員へのビデオ制作技術を含む視聴覚教材の制作指導

- (4) 中央視聴覚センターの管理・運営に関する指導
- (5) 巡回教育車両の供与および関連技術の指導
- (6) ONFP職員に対する関連技術についての日本での研修

2-4 派遣専門家

- (1) チーフアドバイザー
- (2) コーディネーター
- (3) IEC調査／視聴覚教育
- (4) ビデオ制作技術
- (5) 機材の据付け（短期）
- (6) 機材の操作（短期）
- (7) 機材の保守管理（短期）

3. 討議議事録の交渉経緯

3-1 交渉経緯

事前調査における協議で、協力内容に関して大筋で合意し、且つ本実施協議で討議される内容迄踏み込んで確認をしていたこともあり、今回の交渉で内容の点で議論が紛糾することではなく、当方原案に対する先方よりの変更箇所も些細な点に留まった。

3-1-1 R/D全般に関する説明

本件プロジェクトのカウンターパート機関である、国家家族人口公団よりR/Dのフォーマットに関わる以下の質問があった。

- 1) プロジェクト予算額が明示されていない
- 2) R/D署名後に各政府間に再度文書交換等のやりとりがあるのか、

以上2点に対し、先ず、日本の国家予算が単年度主義であり、協力期間の5年間分を現時点で確定できないことを協調し、R/Dの添付書類となる暫定実行計画(TSI)に基づき限度額はあるものの可能な範囲で計画的に予算執行を行っていく旨説明した。

更に、R/Dの意義を再度説明し、JICAと日本国政府の間で事前に協議がされているR/Dの内容を日本国政府が受け入れなかった例がないこと、及びR/Dに基づき両国政府が所定のフォームを添付した口上書等の外交文書を交換することにより国際約束が形成されるものの、通常そうした文書交換は特に行われず、R/Dの署名によって、事実上協力実施が両国間によって確認される旨説明し、理解を得た。

又、プロジェクトの本格的な実施は専門家が着任することが先決であり、研修員の受入れ、及び機材供与も含め各々の要請フォームを可及的速やかに提出するよう進言した。

3-1-2 R/D個別に関する協議

前述の如く、当方原案に対する先方からの変更要望箇所は、大勢に影響の無い以下の事項であり、団長判断により全て了承した。

① 本文 VI ADMINISTRATION OF THE PROJECT

2. プロジェクトコーディネーターの役割

(原文)

be responsible for the administrative and managerial matters of the Project

(変更)

be responsible for the management of the Project (Implementation, realization and follow-up)

(機能をより明確にする為)

② ANNEX I MASTER PLAN

3. プロジェクトの活動

(原文)

To train the relevant staff concerning family planning education

(変更)

To train the relevant staff concerning the Project

(対象者を教育活動者に限定しない為)

③ ANNEX VI LAND, BUILDING AND FACILITIES

2. 建物・施設

(原文)

Facilities such as electricity, gas, water supply, sewerage system, telephone and furniture necessary for the Project activities

(変更)

gas 削除

(ONFP本部にはガス設備が無い為)

④ ANNEX VII STEERING COMMITTEE

1. 機能

(原文)

The Steering Committee will meet at least twice a year and whenever the need arises

(変更)

The Steering Committee will meet at least once a year and whenever the need arises

(必要に応じて不定期に開催される為)

RECORD OF DISCUSSIONS

BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM
AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT
OF THE REPUBLIC OF TUNISIA
ON THE PROJECT FOR THE PROMOTION OF FAMILY PLANNING EDUCATION

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Susumu Yanai, Managing Director, Hokkaido Branch Office, JICA, visited the Republic of Tunisia from March 15 to March 24 1993, for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Project for the Promotion of Family Planning Education in the Republic of Tunisia (hereinafter referred to as "the Project").

During its stay in the Republic of Tunisia, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Tunisian authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both governments for the successful implementation of the Project.

As a result of the discussions, both parties agreed to recommend to their respective governments the matters referred to in the document attached hereto.

Tunis, March 23, 1993

Mr. Susumu Yanai
Leader,
Japanese Implementation
Survey Team,
Japan International Cooperation
Agency,
Japan

柳井 進

Dr. Mohamed Moncef Boukhris
President Director-General
National Office of Family and
Population,
The Republic of Tunisia



THE ATTACHED DOCUMENT

I . COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

The Government of Japan and the Government of the Republic of Tunisia will cooperate with each other in implementing the Project in accordance with the Master Plan in Annex I.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take the necessary measures through JICA to provide , at its own expense, the services of Japanese experts as listed in Annex II through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1 above and their families will be granted in the Republic of Tunisia, the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III and will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries or international organizations performing similar missions.

III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take the necessary measures through JICA to provide, at its own expense , such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex IV, (hereinafter referred to as "the Equipment") through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Equipment referred to in 1 above will become the property of the Government of the Republic of Tunisia upon being delivered C.I.F. to the Tunisian authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

Handwritten initials or signature.

Handwritten mark or signature.

IV. TRAINING OF THE TUNISIAN COUNTERPART PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take the necessary measures through JICA to receive, at its own expense, the Tunisian counterpart personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Government of the Republic of Tunisia will take the necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Tunisian counterpart personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

V. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF TUNISIA

1. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Tunisia, the Government of the Republic of Tunisia will take the necessary measures to provide at its own expense :
 - (1) Services of the Tunisian counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex V ;
 - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI ;
 - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts, and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided through JICA under III -1 above ;
 - (4) Transportation and travel allowances for the Japanese experts for official travel within the Republic of Tunisia ;
 - (5) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.

2. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Tunisia, the Government of the Republic of Tunisia will take the necessary measures to meet :

(1) Expenses necessary for the transportation within the Republic of Tunisia of the Equipment referred to in III -1 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof ;

(2) Customs duties, internal taxes and any other charges imposed in the Republic of Tunisia on the Equipment referred to in III -1 above ;

(3) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

VI. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The President Director-General of the National Office of Family and Population (ONFP), as Project Director, will bear overall responsibility for the successful implementation of the Project.

2. The Deputy President Director-General of ONFP, as Project Coordinator, will be responsible for the management of the Project (implementation, realization and follow-up).

3. Contribution of Japanese Experts

(1) The Japanese Chief Advisor will provide necessary recommendations and advice on technical and administrative matters concerning the implementation of the Project.

(2) The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Tunisian counterpart personnel on matters pertaining to the implementation of the Project.

HP
#

J

4. For the effective and successful implementation of the Project, a Steering Committee will be established whose function and composition are described in Annex VII.

VII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the Republic of Tunisia undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with, the discharge of their official functions in the Republic of Tunisia, except for those arising from willful misconduct or gross negligence of the part of the Japanese experts.

VIII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two governments on any major issues arising from, or in connection with, this Attached Document.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from March 23, 1993.

柳井

1

A N N E X

I . MASTER PLAN

1. Purpose of the Project

The purpose of the Project is to promote family planning education in the Republic of Tunisia by means of Information, Education and Communication (IEC) activities.

2. The objective of the Project

The objective of the Project is to activate IEC activities and improve the communication skills of the relevant staff for IEC activities.

3. The activities of the Project are as follows :

- (1) To upgrade the facilities and equipment for production of IEC materials in the ONFP Audio-Visual Center;
- (2) To improve IEC materials such as video materials , slides, recordings, photographs, etc.;
- (3) To train the relevant staff concerning the Project;
- (4) To utilize IEC materials effectively in the needed regions starting from the model area;
- (5) To carry out a survey on IEC activities for the promotion of family planning education in the model area.

II. JAPANESE EXPERTS

1. Chief Advisor
2. Coordinator
3. Experts in the following fields :
 - (1) IEC Survey and/or Audiovisual Education
 - (2) Media Production
4. Other related fields mutually agreed upon as necessary

Handwritten initials

III. PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

1. Exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad.
2. Exemption from import and export duties and any other charges imposed on personal and household effects, including one motor vehicle per family which may be brought in from abroad or taken out of the Republic of Tunisia.
3. In case of an accident or emergency, the Government of the Republic of Tunisia will use all its available means to provide medical and other necessary assistance to the Japanese experts and their families.

IV. LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

Machinery, equipment and material pertaining to :

1. IEC activities
2. Other related fields mutually agreed upon as necessary

V . LIST OF TUNISIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Chief of the Project
2. Counterpart personnel in the fields of :
 - (1) Video production
 - (2) Field staff
 - (3) Health educator
 - (4) Others mutually agreed upon as necessary
3. Administrative personnel :
 - (1) Secretary
 - (2) Clerks
 - (3) Typists
 - (4) Drivers
 - (5) Other supporting staff mutually agreed upon as necessary

HP
HP

VI. LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Land
2. Buildings and facilities
 - (1) Sufficient space for the implementation of the Project
 - (2) An office for the Japanese Chief Advisor
 - (3) Offices and necessary facilities for Japanese experts
 - (4) Facilities such as electricity, water supply, sewerage system, telephone and furniture necessary for Project activities
 - (5) Other facilities mutually agreed upon as necessary

VII. STEERING COMMITTEE

1. Functions

The Steering Committee will meet at least once a year and whenever the need arises, and work ;

- (1) To review the overall progress of the Project as well as the achievements of the annual work plan
- (2) To review and exchange views on major issues arising from or in connecting with the Project

2. Composition

- (1) Chairperson :
President Director-General of ONFP (Project Director)
- (2) Members : Tunisian side
 - (a) Deputy President Director-General of ONFP
(Project Coordinator)
 - (b) Director of International Cooperation Department of ONFP
 - (c) Counterpart personnel of ONFP
- (3) Members : Japanese side
 - (a) Chief Advisor
 - (b) Coordinator
 - (c) Japanese experts
- (4) Observers :
 - (a) Representative(s) of the Embassy of Japan in the Republic of Tunisia
 - (b) Representative(s) of the JICA Tunisian Office
 - (c) Representative(s) of the Ministry of Foreign Affairs
 - (d) Representative(s) of the Ministry of Public Health

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION
OF
THE PROJECT FOR THE PROMOTION OF FAMILY PLANNING EDUCATION

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") and the Tunisian authorities concerned have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project for the Promotion of Family Planning Education (hereinafter referred to as "the Project") as attached hereto.

This schedule has been formulated in connection with the Attached Document of the Record of Discussions signed between the Team and the Tunisian authorities concerned for the Project, on condition that the necessary budget be allocated for implementation of the Project, and that the schedule is subject to change within the framework of the Record of Discussions when the necessity arises in the course of implementation of the Project.

Tunis, March 23, 1993

Mr. Susumu Yanai
Leader,
Japanese Implementation
Survey Team,
Japan International Cooperation
Agency,
Japan

Handwritten signature of Mr. Susumu Yanai

Dr. Mohamed Moncef Boukhris
President Director-General
National office of Family and
Population,
The Republic of Tunisia

Handwritten signature of Dr. Mohamed Moncef Boukhris

T E N T A T I V E S C H E D U L E O F I M P L E M E N T A T I O N
T H E P R O J E C T F O R T H E P R O M O T I O N O F F A M I L Y P L A N N I N G E D U C A T I O N

Japanese Fiscal Year (April - March)	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98
1. Dispatch of Japanese Experts to the Republic of Tunisia	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 Chief Advisor Coordinator Experts in other related fields	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
2. Training of Tunisian Counterpart in Japan						
3. Provision of Machinery and Equipment						
4. Dispatch of Japanese Mission to the Republic of Tunisia		Planning and consultation		Advisory		Evaluation
5. Construction of Studio						

Note: This schedule is formulated tentatively on the assumption that the necessary budget be acquired by both sides. This schedule is subject to change within the framework of the Record of Discussions when necessity arises in the course of the implementation of the Project.

[Handwritten signature]

B

4. プロジェクト実施上の問題点

4-1 実施体制

本プロジェクトの概要は、国家家族人口公団（ONFP）に設置する“中央視聴覚センター”でのIEC資料の制作を促進し、モデル地区での活用する方途を確立することを基本方針とする。現在のビデオ制作・利用の体制を見ながら、問題点を指摘しておきたい。

(1) ビデオ番組・教材の企画

IEC活動の計画・教材の企画・制作・調査・評価を担当する部局は、ONFPのコミュニケーション部であり、部長は、副総裁兼任のアグレピ女史である。

ビデオ番組・教材作成に際しては、企画制作委員会（Comité de Création）を設置する。メンバーは、コミュニケーション部の職員の数名（A/V担当・調査・情報）と、外部委員として、そのテーマに即した専門家、ジャーナリズムの専門家、心理学者、番組制作にあたるディレクター、シナリオライター、デザイナーなどを加えている。

委員会の機能は、対象とすべき視聴者層の選定、伝えるべきメッセージの確定。加えて、見せるべき素材の理解度などの事前調査を行い、その後、必要に応じて修正したものを制作部門に渡す。

企画制作委員会は制作部門の上位にあり、正確には分からないが、制作部門の創造性を束縛している様子が見られる。企画部門と制作部門の硬直した関係があるとしたら、教材開発などの分野でも問題となるだろう。

(2) ビデオ番組・教材の制作

制作は、同コミュニケーション部の制作部門（スタッフ4名）制作するか、外部のプロダクションに外注する。昨年の実績は、内部制作が2本（各10～20分）外注は国営テュニジア放送での放送用スポット8本（各35秒程度）であった。ちなみに、外注による制作費は、45秒程度のスポット番組が一本当たり1万5千から2万米ドルである。

ONFPのビデオ制作予算は、年間5万米ドルと推定される。この他に、その番組で扱う主題、例えばある避妊薬（TCU380）を扱えば、その普及費の一部が制作費として提供される。

制作部門の要員は4名。すべてが技術者である。演出関係のディレクターはいない。番組制作毎に外部からディレクターを契約するシステムである。外部のディレクターをその都度雇用するのは、番組内容・演出形式に合わせて適任者を選べる長所がある。

しかし、一方で、利用の現場に赴き、番組に対する視聴者の反応を直接見たり聞いたりする時間はないと思われるので、視聴者の反応を肌で感じる機会は殆どない。従って、視聴者の反応を蓄積して、次の番組制作に生かせない欠点がある。フィードバックシステム

との関連で検討すべき事項であろう。

番組制作の量に関しては、昨年度の実績から判断すると、内部で完成した教材の量は少ないと言えよう。4名のスタッフは、日常の仕事として、ONFPの年間行事や諸活動の記録、例えばテニスで開催される研修会を録画して、地方の研修会に役立てるなどの仕事に従事している。又、こうした記録を、国営チニジア放送局に素材として提供している。

以上述べたように、主要な作品は外部のプロダクションに発注し、部内での完成作品の少なさから判断すると、制作部門のプロダクション能力が高いとは言えないのではなからうか。

中央視聴覚センターが完成すれば、すべてを部内で制作したいというのが、ONFPの希望である。この希望を実現するには、先ず、放送用のスポット番組制作の高度な企画・制作能力を培う必要がある。部内でディレクターを養成するのか、現状のようにその都度、外部からディレクターを招請するのも問題となるだろう。

次に、現状での教材制作の本数は充分ではないので、量産体制を組織する必要もある。予算については、これまで外注に使っていた制作費を、そのまま部内製作費として転用するのは不明である。

(3) ビデオ教材の利用

大別すると二通りである。第一に、放送用のスポット番組である。第二に、地方の保健所などでの利用である。昨年度の実績（放送用8本、教材制作が2本）の予算配分から判断すると、放送用スポットに重点が置かれているようである。今後とも、この方針を持続していいのかを検討すべきであろう。今回訪れた保健所でのIEC活動の様子を見ると、少なくとも、番組の種類を増やすことが必要なようである。

今回の調査で、モデル地区として選定されているバルドー地区の保健所を訪ねた。所長の説明によると、IEC活動を大別すると次の活動に分類されるという。

① 1人対1人によるカウンセリングや話し合い

保健所には3人の女性職員がIEC活動に携わっている。主として、保健所内の個室で、家族計画についてのカウンセリングを行う。その際、紙芝居のような絵を使って、妊娠・避妊のメカニズムや避妊具の説明をしている。また、彼らは、ときどき、家庭訪問やグループ指導もするという。

② 待合室でのビデオ教材の上映

前回の調査の際に、2ヶ所の保健所を見学したときと同じように、今回も待合室にビデオ再生器があり、そこで避妊法であるノルトプラントの解説などの番組を上映していた。ビデオ再生器、ビデオ番組はONFPから供与されたものであった。

所長にビデオ番組についての感想を求めたところ、彼の長年の経験から、先ず、内容がもっと充実した番組が数多く欲しい。質的にも、数量的にも不満だという。当保健所

には番組が3種類（避妊について、ノルトプラントについて、家族計画の一般的サービスについて）しか配布されていない。内容も適切でないので、サービスが充分できないという意見であった。また、所長は対象によって（例えば、大勢の公衆と特定の対象）演出法も変えるべきだとも言う。

所長の要望はかなり明確であったが、こうした現場の意見や要望が、適切にONFPにフィードバックされ、現場の要望がONFPの制作する番組に反映されているとはいえないようである。

③ ポスター・パンフレットによるキャンペーン・一般情報の提供

ONFP制作以外のポスターや印刷物が利用されていた。

④ 高校のクラブ活動への援助

公立高校ではクラブ活動が盛んであるという。こうした高校で、結婚、家族計画、離婚、遺伝、家族の健康、性教育について話し合いがもたれるときは、保健所は、医師、助産婦、IEC活動の関係職員をリソースパースンとして派遣する。その際に、印刷物、ビデオ、模型などを持ち込んで、理解を促進する。正規の授業ではないクラブ活動で、しかも教師でない保健所の関係者がディスカッション・リーダーであるところから、生徒たちも気楽に話し、議論は盛り上がるという。

では、誰がIEC資料を使って活動をしているのだろうか。当保健所では、3人の女性職員が専従でこれに当たり、教育係（Educatrice）と呼ばれている。これらの職員は、ONFPが定期的に関く研修会で訓練を積む。

研修は、テュニスの本部で2～3日の日程で行われる。内容は、カウンセリングの技術、人と人とのコミュニケーション、とくに10代の子供たちとのコミュニケーション、IEC活動の企画、セクターの組織化の方法（工場・学校・家庭婦人など）である。なお、これら職員の学歴は高校卒業が殆どだという。

今回の訪問で、ビデオテープを利用しての保健所のIEC活動とIEC関係職員の活動・研修について、その一端が理解できた。

(4) モビール・ユニットの機能

前回の調査に際して、モビール・ユニットの機能について、医療活動のものなのか、IEC関連の教育車なのか不明確なところがあったが、今回の協議で、その機能はIECに限るもので、ビデオ再生装置を搭載した教育・宣伝車であることが明らかになった。

ONFPの説明によれば、村々を巡回するため舗装されていない道路でも走行できる車両に、ビデオ再生装置とビデオプロジェクターを搭載する。しかし、こうした装置は、車両に固定されたものではない。車両はIECに関する資料や装置を運搬する手段であるとの考え方を明確に示した。

4-2 実施計画

本プロジェクトの当面の課題は、スタジオの建設と機材の供与にある。機材の到着をプロジェクトが開始してほぼ1年、1994年3月として実施計画を立案した。

1) スタジオの建設

前回の調査の際に、ONFPは「国営テュニジア放送のアドバイスをを受けて設計をする」このことであったが、その後の進展は全く見られなかった。しかも、スタジオ・編集室・ダビング施設に充てるはずのスペースに、図書館・オフィスなども作りたいので、当初考えていたスペースのおよそ1/3に縮小したい。予算も縮小された分だけしか要求していないし、それも必ず確保できる保証もないと説明した。

日本側は、スペース・予算が充分でないのなら、スタジオは割愛して、編集室とダビング施設を優先すべきだと提案した。

しかし、これに対してONFPは、小規模ながらもスタジオを建設したいとの意向を示し、ONFPのA/Vコンサルタントであるレムケチャール氏の経営するプロダクションの制作施設を見学した。

最終的には、コンパクトなスタジオを含めて編集室・ダビング施設を建設することとなった。スタジオがコンパクトになったので、天井からの照明は取り止めた。そのスペースは、全体で、およそ8m²×20m²=160平米となる。

スタジオなどの施設がコンパクトになったために、ダビングルームとスタジオの副調を兼用することになった。さらに、機材・テープなどの保管庫、A/Vクルーの控え室、作業場などは十分に確保できない。

建設費については、当然ONFPの負担であるが、日本側に協力を求めてきた。とくに、輸出品で高価である空調・ケーブル設置・電圧スタビライザー・照明設備の援助を訴えた。ケーブルについては機材の一部であり、当然供与機材の一部である。電圧スタビライザーは、一歩譲って電圧不安定による機材の故障を防止するために日本側の負担とした。照明設備は、スタジオの設計変更により前述の通り取り止めになった。結果的には、空調設備はONFPの負担となった。

スタジオ完成の時期は、機材の到着する1994年3月であることを、折に触れて数回にわたって確認した。ONFPは、完成時期を厳守すると約束している。

2) 機材の供与

前回の調査報告書にある通り、「ポストプロダクションに重点に置いた機材を供与する」方針に変わりはない。スタジオの建設などもこの方針に従って進められる。機材のレベルは、スタジオの設備は放送規格を下回るが、実際の撮影はロケを中心に、ポストプロダクションにより番組制作が行われるので、従来通り、放送仕様のベーターカム・レベルとする。

3) 日本国での研修

初年度の研修員は4名であるが、機材到着までの1年間を利用して、ビデオ制作と機材の運用を中心に行いたいとの希望であった。機材の据え付けと同時に、制作と機材の運用を可能とするためである。

機材据え付け完了を1994年3月と設定すると：

- ① ブクリス総裁（高級幹部研修）プロジェクト発足後早い時期に
- ② ビデオプロダクション関係1名（レツギー氏）
沖繩センター ビデオ制作コースで'93年9月～'94年2月
その後、機材の運用研修に合流
- ③ ビデオ技術者1名（機材運用研修）
供与される機材のメーカーでの運用研修を'94年1月～2月
- ④ 情報関連（メッセージの伝播）1名（シャルビー氏）
- ⑤ オペレーションリサーチ1名（ラフォズバルギー氏）

この他に、プロダクション発足後の早い時期に、同じ文化圏であるトルコの家族計画プロジェクトを総裁・副総裁が見学し、成功の秘訣を学びたいという意向があった。

4) 専門家の派遣

チームリーダーと調整員の派遣は急を要するが、次に必要なのは、機材到着までの期間を利用してIEC調査を行う長期専門家となるだろう。調査部門は、インフォメーション部の調査担当職員だけではなく、ONFPの調査部の職員も担当するようであるから、高度な専門性を求められることになるだろう。

メディア制作部門は機材到着まで日本での研修もあるので、さして急を要するものではないが、日本において研修員を援助するのも一つの役割ではなかろうか。あるいは、早い時期に赴任して、ONFPの企画制作委員会と制作部門の上下・力関係を観察し、制作部門の制作体制の強化に努めるのも一つの方法であろう。

なお、長期派遣専門家のオフィスについてであるが、ONFP本部の建物は借り上げであり、手狭であるので、本部内にはスペースがないという。本来、ONFPが準備すべきであるが、当面、スペースが確保できるまで、本部以外の場所に適当なオフィスを借り上げなければならない状況である。

5) モデル地区

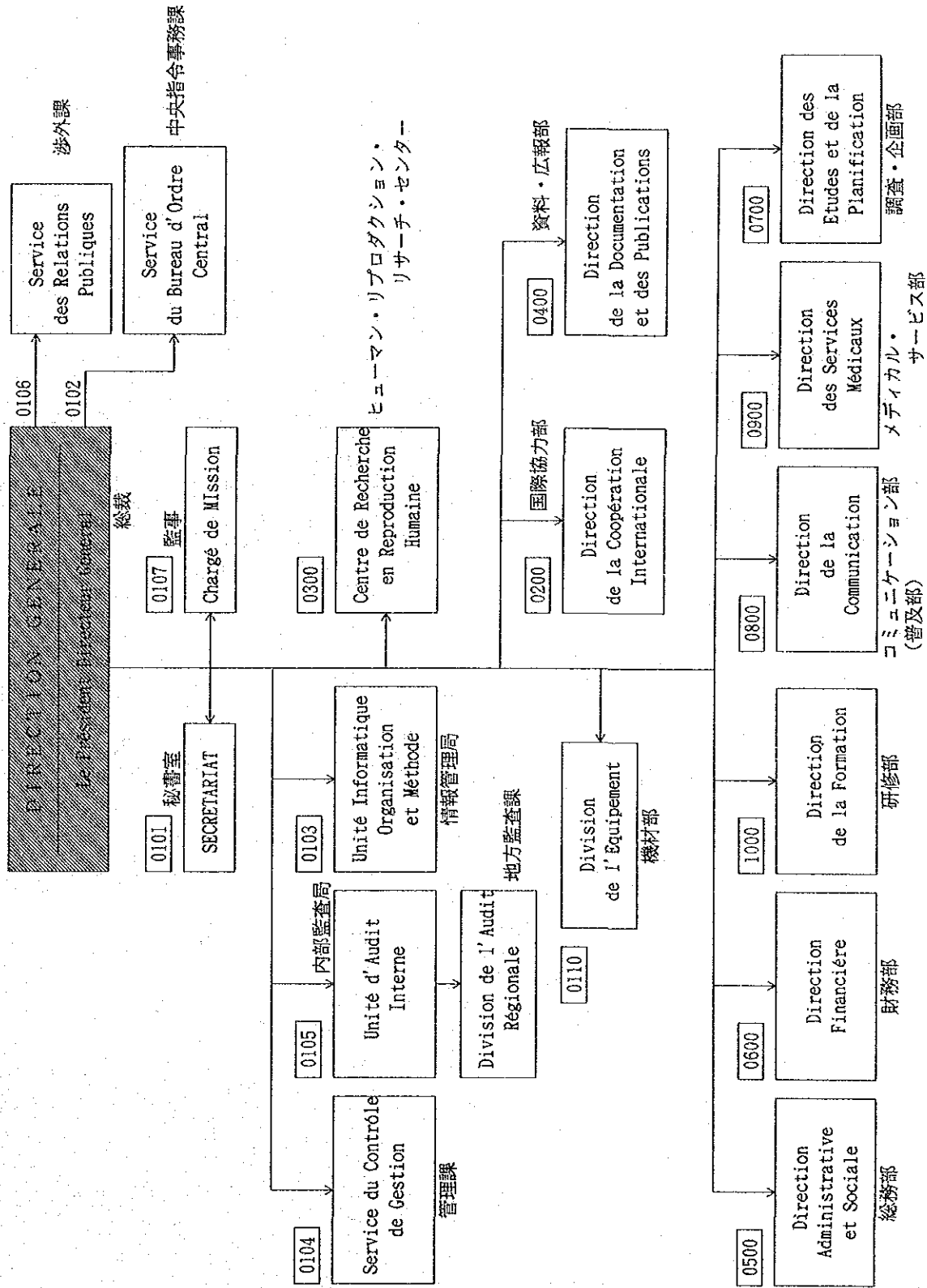
バルドー地区の保健センターは、順調に改築される予定だという。このモデル地区でのIEC活動の拠点、センターが完成するまでは、今回訪れた既存の保健所であり、完成後はこのバルドー地区保健センターを予定している。

ONFPは、都市部にあるバルドー地区以外に、プロジェクト発足後のある時期に、遠隔地にもう一つモデル地区設定希望している。副総裁は、最終日のR/D調印式の挨拶の

中で、調査団との協議もなく一方的に、南西部のガベスをモデル地区の候補地として発表したが、この選定は後刻、慎重に検討する必要がある。

資料 1 国家家族人口公団組織図

0100 (事務) 総局



資料 2. ビデオ教材制作メンバー

60MITE DE CREATIVITE	制作委員会	PERSONNEL TECHNIQUE A/V	A V 技術者
1) Personnel ONEP	ONFP職員	1) Personnel OEFP	ONFP職員
M Mohamed REZGUI	Prod A/V	M Mohamed REZGUI	Prod A/V
M Mohsen HASSEN	Psychologue	M Abdallah SAIDI	Video
M Faouzi MOSBAH	Recherche	M Hedi BEN JRAD	Audio/Video
M Chokri BEN YAHIA	Pers. Social	M Adel GOUIA	Photo
Melle Kaouther SAIDI	Information		写真
M Kamel JILANT	Information		
2) Personnel d'appui (conventionné)	支援パーソン (契約)	2) Personnel d'appui occasionnel	支援パーソン (随時)
M Abdelkader RAHAYEM	Spécialiste en Communication	- Personnel technique de l'ERTT	ラジオ・テレビ局技術者
M Moncef LEMKACHER	Producteur	- Autres	その他
Autres: dialoguiste, dessinateur etc.....			
脚本家	アニメーター		

